

令和6年度定例監査実施結果（上期）の概要

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

- 1 監査対象機関数 上期分 155機関（年間定例監査対象機関数268機関）
2 監査対象期間 令和5年度
3 監査実施期間 令和6年4月18日～令和6年9月9日
4 監査方法

山梨県監査基準に準拠し、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は、「産業廃棄物の処理に係る事務は適切に行われているか」を重点事項と定めた。

- 5 監査結果区分
- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
 - ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
 - ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

- 6 監査結果
- 財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部改善を要する事項が認められた。指摘事項、指導事項、注意事項の区分ごとの集計は、次のとおりである。

令和6年度上期 A

区 分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項			1		1				1		3
指導事項		43	6	9	15	15	21		3		112
注意事項		4	11	3		2	16			1	37
合 計		47	18	12	16	17	37		4	1	152

令和5年度上期 B

区 分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項			2	1	1				1		5
指導事項		44	8	16	15	10	15	2			110
注意事項		6	4		1	4	13	3	2		33
合 計		50	14	17	17	14	28	5	3		148

令和6年度上期と令和5年度上期との対比（A-B）

区 分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項			▲ 1	▲ 1							▲ 2
指導事項		▲ 1	▲ 2	▲ 7		5	6	▲ 2	3		2
注意事項		▲ 2	7	3	▲ 1	▲ 2	3	▲ 3	▲ 2	1	4
合 計		▲ 3	4	▲ 5	▲ 1	3	9	▲ 5	1	1	4

7 指摘事項の概要

著しく不適切な事務処理と認められるものが、3機関で3件あった。

(1) [職員厚生課] (重点事項1)

特別管理産業廃棄物の保管状況について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13第1項第1号ロに定める掲示板が設けられていなかった。

(2) [財源確保・資産活用推進課 (庁舎管理室)] (財産1)

行政財産使用許可団体清掃等負担金の積算根拠となる面積及び負担額に誤りがあったため、過少に徴収していた。(合計215,516円)

(3) [文化振興・文化財課] (支出1)

令和4年度山梨県文化財保存事業費補助金について、交付要綱第10条で補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には速やかに知事に報告しなければならないとしているが、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額は令和5年3月に確定していたにもかかわらず、報告書の提出は令和6年8月であり、1年以上遅延していた。(合計145,000円)

8 指導事項の主な内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 収入 (43件) | 収入未済 (38件) など |
| (2) 支出 (6件) | 支出科目が誤っていたもの (2件) など |
| (3) 給与 (9件) | 諸手当の認定及び支給が適切に行われていなかったもの (9件) |
| (4) 財産 (15件) | 取得用地が未登記であったもの (11件) など |
| (5) 物品 (15件) | 占有物品に係る事務が適切に行われていなかったもの (7件) など |
| (6) 契約 (21件) | 契約書の個人情報保護に関する特記事項が履行されていなかったもの (7件) など |
| (7) 重点事項 (3件) | 産業廃棄物の処理に係る事務手続きの一部に不備があったもの (3件) |

9 注意事項の主な内容

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 収入 (4件) | 収入証紙の消印について不備があったもの (4件) |
| (2) 支出 (11件) | 前渡資金の精算が適切に行われていなかったもの (8件) など |
| (3) 給与 (3件) | 諸手当認定に係る添付書類に不備があったもの (2件) など |
| (4) 物品 (2件) | 物品管理における帳簿等の記載に不備があったもの (2件) |
| (5) 契約 (16件) | 契約書の契約保証金の記載に不備があったもの (6件) など |
| (6) その他 (1件) | 不受理となった申請書に係る収入証紙を申請者に返却していなかったもの |

10 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

- | | |
|---------|---------------------------|
| 意見 (1件) | 研修の実施に関する協定書の見直しの検討を求めるもの |
|---------|---------------------------|